

盛岡広域振興局長告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年12月20日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 路線名 盛岡和賀線
- 2 供用開始の区間 盛岡市下飯岡4地割264番1地先から6地割245番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年12月20日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成23年12月20日から平成24年1月20日まで